

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の透明性とコンプライアンスを徹底し企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスの強化を重要な経営課題と位置付け、その更なる充実に取り組んでおります。そのために、財務の健全性を追求すること、情報開示の体制を構築すること、取締役および監査役がそれぞれ独立性を保ち、業務執行および監査責任を果たすことを経営の最重要方針としております。また、内部統制システムの強化を推進するとともに、コンプライアンス重視の意識の強化やリスク管理の充実にについても全社的に推進しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4、3-1-2】

当社は、事業展開及び株主構成等を総合的に勘案し、現状招集通知等の英訳は実施しておりませんが、今後必要性に応じて、検討してまいります。

【補充原則4-10-1】

当社は、現在、指名委員会を設置しておりませんが、次回の定時株主総会に係る取締役候補者の選任手続きより、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名委員会を設置し、審議を経た上で、取締役候補者を決定していく予定であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4、原則1-7】

コーポレートガバナンスに関する基本方針をご参照ください。

<https://www.viewhotels.co.jp/ir/governance.html>

【原則2-6】

コーポレートガバナンスに関する基本方針をご参照ください。

<https://www.viewhotels.co.jp/ir/governance.html>

【原則3-1(1)】

経営戦略や経営計画については、中期経営計画をご参照ください。

<https://www.viewhotels.co.jp/ir/>

【原則3-1(2)～(4)】

コーポレートガバナンスに関する基本方針をご参照ください。

<https://www.viewhotels.co.jp/ir/governance.html>

【原則3-1(5)】

1. 社外取締役・社外監査役の選任の理由

本報告書「1. 機関構成・組織運営等に係る事項」の「取締役関係」及び「監査役関係」にそれぞれ記載された「会社との関係(2)」をご参照ください。

<https://www.viewhotels.co.jp/ir/governance.html>

2. 社内取締役・社内監査役の選任の理由

有価証券報告書「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 5. 役員の状況」に個人別の経歴を記載しております。

<https://www.viewhotels.co.jp/ir/yuho.html>

また定時株主総会招集通知に取締役及び監査役の選任理由を記載しております。

<https://www.viewhotels.co.jp/ir/meeting.html>

【補充原則4-1-1】

コーポレートガバナンスに関する基本方針をご参照ください。

<https://www.viewhotels.co.jp/ir/governance.html>

【原則4-9、補充原則4-11-1、4-11-2】

コーポレートガバナンスに関する基本方針をご参照ください。

<https://www.viewhotels.co.jp/ir/governance.html>

【補充原則4-11-3】

コーポレートガバナンスに関する基本方針をご参照ください。

<https://www.viewhotels.co.jp/ir/governance.html>

取締役会の実効性に関する分析・評価の概要については、本報告書の「2.2.取締役会の実効性の評価」をご参照ください。

【補充原則4-14-2、原則5-1】
コーポレートガバナンスに関する基本方針をご参照ください。
<https://www.viewhotels.co.jp/ir/governance.html>

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ヒューリック株式会社	2,528,856	26.81
株式会社立飛ホールディングス	560,000	5.94
名古屋鉄道株式会社	480,000	5.09
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	249,100	2.64
日本ビューホテルグループ社員持株会	200,384	2.12
CDIB & Partners Investment Holding Pte.Ltd.	173,000	1.83
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	160,000	1.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	145,000	1.54
PHILLIP SECURITIES CLIENTS(RETAIL)	138,000	1.46
サントリー酒類株式会社	120,000	1.27

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	4 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高木 茂	弁護士											
西浦 三郎	他の会社の出身者							○				
須賀 一也	公認会計士											

会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

高木 茂	○	——	高木茂氏は、弁護士として破産管財人や民事再生委員などの豊富な経験と高い見識を持っております。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として培ってきた知識や経験並びに高い法令遵守の精神を有していることから、それらを当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任しております。同氏は、法律の専門家として当社のコーポレート・ガバナンスの体制と運用に対し、的確な助言、提言を行い、その職責を全うしております。こうした同氏の経営陣からの独立した弁護士としての見地による活動状況および同氏と当社との間には利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員として指定しております。
西浦 三郎		西浦三郎氏は、大株主であるヒューリック株式会社の代表取締役会長を兼務しており、当社は同社との間で平成27年10月28日に資本・業務提携契約を締結しております。その他、同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。	西浦三郎氏は、金融機関をはじめ、現在ヒューリック株式会社の代表取締役会長として会社経営に携わり、活躍しています。その豊富な知見と経験を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任しております。
須賀 一也	○	——	須賀一也氏は、事業再生研究機構の理事として活躍しているほか、公認会計士としての豊富な経験と高い見識を持っております。また同氏は過去に社外監査役として当社の業務内容等にも精通いただいており、それらを踏まえて社外取締役として選任しております。また同氏と当社との間には利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

取締役の報酬の決定にあたっては、株主総会で決議された額の範囲内で、過半数を社外取締役で構成した報酬委員会の審議を経て、決定しております。監査役の報酬の決定にあたっては、株主総会で決議された額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。社外取締役・監査役の報酬については、その役割・職責に鑑み、基本報酬(固定報酬)のみとしております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は内部監査室長ならびに会計監査人とそれぞれ随時意見交換を行い、監査の実行性を高めるよう努力しております。また、監査役会ならびに内部監査室長は、会計監査人から定期的に監査方法ならびに監査結果に関する報告を受け、連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
------------	--------

社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
前田 達宏	公認会計士													
岡本 雅弘	他の会社の出身者													
関 葉子	弁護士													

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
前田 達宏	○	——	前田達宏氏は、公認会計士としての豊富な経験と高い見識を有しております。同氏は過去に直接会社経営に関与された経験はありませんが、その豊富な経験と高い見識等を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任しております。同氏は公認会計士としての専門的見地から当社の取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行い、その職責を全うしております。また同氏と当社との間には利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員として指定しております。
岡本 雅弘		岡本雅弘氏は、平成28年7月まで当社の特定関係事業者(主要な取引先)である株式会社みずほ銀行の使用人でありました。その他、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。	岡本雅弘氏は、金融機関で金融・監査・法務等の多様な業務を経験され、豊富な知見を有しております。同氏は過去に直接会社経営に関与された経験はありませんが、その見識並びに法務部門での高い法令遵守の精神等を有していることにより、それらが当社の監査体制の強化拡充に期待できるため、社外監査役として選任しております。

関 葉子	○	_____	関葉子氏は、弁護士だけではなく公認会計士・大学教授としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、企業法務にも精通しております。同氏は過去に直接会社経営に関与された経験はありませんが、その豊富な経験と幅広い見識等を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任しております。なお、同氏は現在当社が法律顧問契約を結んでおります馬場・澤田法律事務所の使用人でありました。また同氏が社外監査役として兼職する三井住友生命株式会社は、当社の企業年金の運用委託先の一つとして取引がありますが、その年間取引額および連結売上高に占める割合は、当社および同社においても僅少であり、同氏の独立性に影響を与えるものではないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員として指定しております。
------	---	-------	---

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

コーポレートガバナンスに関する基本方針に、独立性に関する基準を定めております。
<https://www.viewhotels.co.jp/ir/governance.html>

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬等は、業績に連動しない職務に応じた基本報酬と各取締役の目標の達成度に応じて変動する成果報酬により構成しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---------------------------

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めるために、社内取締役、従業員、子会社の取締役及び子会社の従業員を対象として発行しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額については、事業報告および有価証券報告書において開示しております。
<https://www.viewhotels.co.jp/ir/yuho.html>

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬は、当社グループ各事業年度の業績の進捗状況、中長期的な事業戦略の達成状況及び他社の水準等を総合的に勘案し、当社取締役求められる能力及び責任に見合った適正な水準を設定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

- 1) 取締役会の開催に際しては、総務部が窓口となり、社外取締役及び社外監査役に対して資料の事前配布等を行う。
- 2) 当社の独立社外取締役及び監査役は、必要があるときまたは適切と考えるときにはいつでも、社内取締役及び従業員に対して説明若しくは報告を求め、または社内資料の提出を求めることができる。
- 3) 当社は、独立社外取締役及び監査役がその職務を適切に遂行することができるよう、総務担当取締役を窓口とし、各部門長との連携を図る。
- 4) 監査役会は、定期的に独立社外取締役と会合を持ち、当社の事業及びコーポレートガバナンスに関する事項等について自由に議論する。
- 5) 独立社外取締役及び監査役は、前項の会合において、定期的に当社の内部監査の結果及びリスクに関する留意点について報告を受ける。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. コーポレート・ガバナンス体制の概要

当社グループにおいては、コーポレート・ガバナンスの充実、強化のための取組みとして、次のとおり諸施策を実施しております。

a. 取締役は10名体制で、社内取締役が7名、社外取締役が3名となっております。監査機能については監査役3名(3名ともに社外監査役)の他、内部監査室、会計監査人による業務監査、会計監査を行っております。

b. 職務権限規程で決裁権限を明確化し、経営上の重要な意志決定については、月次の取締役会において決定しております。

c. 毎月の予算会議、経営諮問会議及び事業所情報連絡会等を通じ、経営状況の把握や当社グループ内での情報共有を図るとともに、職務権限規程や業務分掌規程に基づく牽制が有効に機能しているかどうかについて関係者間の意見調整、問題点の把握に努めております。

d. 子会社的那須興業株式会社と日本ビューホテル事業株式会社においては、子会社管理規程、職務権限規程及び子会社各社の職務権限規程で決裁権限を明確化し、重要な意志決定については、月次の各子会社取締役会及び日本ビューホテル株式会社取締役会において決定しております。又、日本ビューホテル株式会社の予算会議及び事業所情報連絡会等に各子会社の社長等も出席しており、経営状況の把握や当社グループ内での情報共有を図るとともに、職務権限規程や業務分掌規程に基づく牽制が有効に機能しているかどうかについて関係者間の意見調整、問題点の把握に努めております。

e. 業務執行上の疑義が生じた場合には、適宜、顧問弁護士、会計監査人等第三者に対して助言を仰いでおります。

2. 取締役会の実効性の評価

当社取締役会は、以下のプロセスにより平成30年4月期における取締役会の実効性評価を実施し、実効性の分析・評価を行いましたので、その結果の概要を以下のとおり開示いたします。なお、調査票の作成、回収及び一部の分析にあたっては、外部機関を活用することで評価の透明性を高めております。

<取締役会の実効性評価プロセス>

1. 第三者機関の助言を踏まえた取締役会の実効性に関するアンケートの作成
2. 取締役会全メンバーからのアンケートの第三者機関による回収
3. アンケート結果に基づく実効性の分析
4. 非常勤役員を含めた全役員による実効性に関する意見交換

<取締役会実効性評価結果の概要>

- ・当社取締役会は、アンケートの分析結果並びに非常勤役員を含めた全役員による討議の結果、主に以下の点においてその役割・期待を果たしていることから、当社取締役会の実効性は確保されているものと評価いたしました。
- ・当社取締役会は、多様な見識と経験を有する取締役により構成されている他、取締役が意見を述べやすい風土が醸成されており、重要な業務執行の監督についての役割・責務を適切に果たしていること
- ・非常勤役員を含めた全役員による意見交換会、独立社外取締役会等において、会社の経営方針や課題、リスクに関する意見交換を行っている他、社外取締役を過半数とする報酬委員会を設けるなど、コーポレートガバナンス体制の拡充に向けた各種施策が展開されていること

<当社取締役会の課題>

- 当社取締役会は、主に以下の点について、今後の課題として認識し取り組んでいくことを確認いたしました。
 - ・業務執行者への権限委譲をこれまで以上に推進し、中長期的な経営・成長戦略や経営課題等の重要議案について、更なる審議の充実を図り監督機能を強化すること
 - ・個人投資家説明会等のIR活動における質疑の内容やアンケート結果を踏まえ、投資家の着眼点等を取締役会で共有すること
- 上記の評価結果を踏まえ、今後、課題解決に向けた取り組みを進め、取締役会の実効性を一層高めるとともに、ガバナンス体制の拡充を図ってまいります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役を含む取締役会および社外監査役を含む監査役会を設置しております。取締役会については、監査役全員が出席し、経営の意思決定および業務執行について実効性のある監督の役割を果たしており、監査役会は内部監査室および会計監査人と相互に連携することにより、取締役の業務執行に対する監査機能を強化しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知は、法定期日より早期に発送しております。また、株主総会招集通知発送の1週間以上前にインターネット上での早期開示を行っております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算月が4月である為、例年定時株主総会は7月下旬に開催しております。より多くの株主が出席出来るよう日程に配慮してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年4回会社説明会を開催することを予定しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回会社説明会を開催することを予定しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内に独立したIR専用ページを設け、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、会社説明会資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部を主管部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業倫理綱領を制定してステークホルダーの立場の尊重を明記し、社内での意思の共有を図っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	コンプライアンス・マニュアルを策定して、環境保護への努力を明記し、社内での意思の共有を図っております。また、防災備蓄品をフードバンクや地元自治体等に寄贈しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、「企業倫理綱領」の中の「企業行動基準」において、情報提供に関する方針を以下のとおり定めております。 3、会社と社会の関係について (3) 情報の開示に関すること 当社は、企業秘密や契約上守秘義務を負っている情報を除き、会社が真に必要としている情報を適時に適切な方法で開示することで、常に社会とのコミュニケーションを行い、企業活動を社会の常識から決して逸脱させず、公正で透明性のあるものに保ちます。社会が真に必要としている情報とは、単に法制上開示が必要とされる情報にとどまるものでないことは言うまでもありません。顧客、取引先、社員、株主、投資家、地域社会等がそれぞれの立場で当社に関わるものとして必要とする情報全般を主体的に発信していきます。社員は、日頃のコミュニケーションを通じて、それぞれの立場の人がどのような情報を必要としているのかを的確に把握し、営業、購買、事業所の総務等の各担当部署を通じて、誠意をもって対応し、情報開示の要請等に対して次の考え方で対応します。 正当な理由がない限り断らない。 事実と反することは決して言わない 言えないことは、はっきり言えないと言う。 相手によって対応を変えたり、開示する内容を使い分けたりしない。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、平成18年6月26日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を決定、その後適宜内容を見直したうえ修正を行い、その中で当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制の基本方針を定めております。

また、平成20年11月11日の取締役会において、財務報告に係る内部統制システムの整備に関する基本方針を定めております。

財務報告に係る内部統制については財務報告に係る内部統制規程を定めており、その目的を当社及び当社の連結子会社ならびに持分法適用会社における財務報告に係る内部統制(以下、「内部統制」という)の整備、運用及び評価に関する枠組みを明確にすると共に、その活動を円滑かつ効果的に推進するためとしており、経営企画部及び内部監査室を主管部署として子会社を含めた内部統制システム整備を推進しております。

子会社の管理については、子会社管理規程により子会社の経営上の意思決定に参画しております。

内部監査室による内部監査においても、その監査対象に子会社を含め、定期的に子会社の内部監査を実施しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況は以下のとおりであります。

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、社会規範・社会的良識を尊重し、公正で健全な企業活動を行っていくために、反社会的勢力との絶縁を基本理念として、反社会的勢力の活動や勢力と関わりを持たない事、反社会的勢力からの不当な要求に応じない事、反社会的勢力との取引を行わない事、反社会的勢力の影響下にある企業や個人との取引を行わない事を遵守事項として掲げております。

2. 反社会的勢力排除に向けた体制の整備状況

(1)社内規則等の整備状況

当社グループは、「企業倫理綱領」、「コンプライアンス規程」、「反社会的勢力対応基準」及び「コンプライアンスマニュアル」を策定し、反社会的勢力排除の基本方針、規程及びマニュアルを整備し、これらに沿って運用しております。

(2)対応部署及び委員会

当社グループは、総務部を反社会的勢力排除の所管部署とし、総務部長が責任者となり反社会的勢力との関係遮断に当たっております。また、コンプライアンス委員会とリスク管理委員会において、反社会的勢力への対応についての協議や外部講師による研修会の開催などを行っております。

(3)外部専門機関との連携状況

当社グループは、反社会的勢力による被害を防止するために、総務部を窓口として、警察、顧問弁護士等との緊密な連携体制を構築しております。

(4)取引先との契約

当社グループは、取引先との契約に際しては、「反社会的勢力対応基準」に基づき、取引先の調査を実施するとともに、契約書に反社会的勢力排除条項を設け、反社会的勢力との関係の遮断を図っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

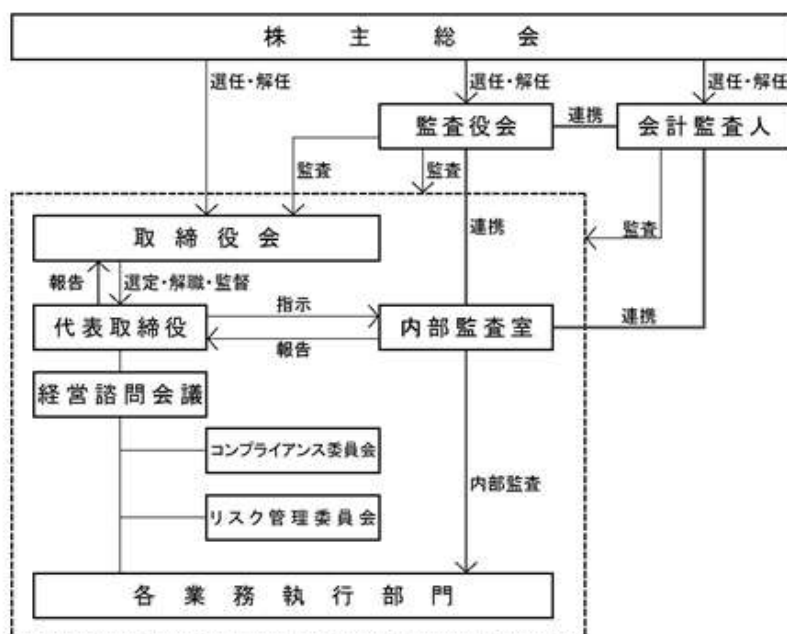
該当項目に関する補足説明

現在のところ買収防衛策の導入計画はありませんが、今後、買収防衛策導入の検討をする必要性が発生する可能性があります。その必要が生じた際には、企業価値や株主共同の利益の確保や向上を第一として、顧問弁護士等も交えて慎重に検討する方針であります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制については、内部者取引防止管理規程を定め、取締役会で決定した事項や各部署で把握した事項のうち、金融商品取引法及び東京証券取引所で定める適時開示規則により開示が要請される重要な情報及び投資判断に影響を与えると思われる情報などについて、適時・適切な開示活動に努めております。

【コーポレート・ガバナンス体制 模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

